

心配ごと相談所の開設について

開設日時 令和2年9月1日(火)
 午前9時30分～午前11時30分

開設場所 湯浅町地域福祉センター



- 当相談所の規程に基づき秘密は厳守致します。相談費用は無料です。
- 事前予約は8月7日(金)からの受付となります。
- お申し込み・お問合せは湯浅町社会福祉協議会までお願いします。

心配ごと相談とは・・・

湯浅町社会福祉協議会から委嘱を受けた「心配ごと相談員」のみなさんが日常生活における相談をお受けします。

相談内容によって、各関係機関と連携しながら問題解決に努めます。

令和2年8月上旬～令和2年9月上旬

| | | |
|-----|-------|---------------------------|
| 8月 | 4日(火) | 心配ごと(弁護士)相談(地域福祉センター) |
| | 5日(水) | あいうえおサロン(地域福祉センター) |
| 11日 | (火) | 介護サロン(地域ふれあいサロン「だんらん」) |
| 20日 | (木) | 老人クラブ「うたごえサークル」(地域福祉センター) |
| 23日 | (日) | 子ども食堂「しらゆりキッチン」(地域福祉センター) |
| 27日 | (木) | 老人クラブ物故会員追悼式(地域福祉センター) |
| 28日 | (金) | 老人大学(総合センター) |
| 9月 | 1日(火) | 心配ごと相談(地域福祉センター) |



湯浅町社会福祉協議会臨時職員募集について

募集人員：1名
業務内容：生活支援コーディネーター（介護予防事業担当）
勤務形態：週5日（月曜～金曜・有給休暇あり）8：30～17：30
雇用期間：1年間更新 60歳定年
雇賃金：日給7,400円
加入保険：雇用・労災
諸手当：祝日手当・通勤手当（2km以上）
その他：当会臨時職員志趣規程により年2回
詳細については当会臨時職員就業規則による



お申込み・お問い合わせは・・・湯浅町社会福祉協議会（担当：阪井）まで

「令和2年7月豪雨」災害義援金募集のお知らせ

湯浅町社会福祉協議会では、7月3日からの豪雨により、各地で記録的な大雨となり、河川の堤防決壊等による洪水や土砂崩れ等の災害で、被災された方々を支援することを目的に義援金を募集しています。
皆様から頂いた義援金は、令和2年7月豪雨災害の被災地へお届けします。
温かいご支援、ご協力よろしくお願い申し上げます。



募金設置場所：湯浅町地域福祉センター

このように災害に乗じて募金と称した詐欺が発生する可能性があります。義援金活動の要請があつた場合は、相手の身分や募金の活動の実態を確認して、被害に遭わないよう注意してください！



『ささえ愛マスク』作成事業について(ご案内)

7月の社協だよりにて案内させていただきました『ささえ愛マスク』作成事業は、みなさまのご協力により、町内の対象者の方に配布できるだけの手作りマスクが集まりましたので、募集期間：令和3年3月31日まで(予定)としていましたが、9月末までの受付とさせていただきます。

たくさんのご協力、どうもありがとうございました。

お問い合わせ先・・・湯浅町社会福祉協議会(63-5175)

台風や大雨後の住宅修理トラブル

便乗商法に注意！！



今年も豪雨災害が各地で発生しており、
 台風も多く発生する時期になりました。
 台風や豪雨により、屋根が破損し雨漏りで困るなど、
 修理等が必要な場合がでてくると思います。
 災害後は、住宅修理等が必要になるため、
 それに便乗した悪質商法が発生しやすくなります。



例えば・・・

- * 台風の片付けをしていたら、業者が来訪し、
 損害保険を使って無料で修理ができる。
 保険請求手続きを代行しますと言ってきた。
- * 屋根瓦の修理を頼んだら、屋根にブルーシートをかけられ
 高額な作業料金を提示された。



被害に合わないためには・・・

- * 知らない業者に「保険金が使える」と言われても、
 自身が加入している保険契約の内容を確認し、
 保険会社に相談しましょう。
- * 自然災害による被害で住宅修理が必要な場合は、
 慌てずに複数の事業者から見積もりを取り、
 周囲の人や家族に相談しましょう。
- * 保険金の手続き手数料は請求される場合がありますが
 損害保険の対象にはなりません。



| | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ | 相談は | ↑ | ↑ | ↑ | ↑ |
|--------------|---|---|---|---|-----|---|---|---|---------|
| 湯浅警察署 | 0 | 7 | 3 | 7 | - | 6 | 4 | - | 0 1 1 0 |
| 湯浅町役場 (総務課) | 0 | 7 | 3 | 7 | - | 6 | 3 | - | 2 5 2 5 |
| 湯浅町社会福祉協議会 | 0 | 7 | 3 | 7 | - | 6 | 3 | - | 5 1 7 5 |
| 和歌山県消費生活センター | 0 | 7 | 3 | - | 4 | 3 | 3 | - | 1 5 5 1 |

ほのぼの

2020年(令和2年) 8月
 湯浅町社会福祉協議会・湯浅町ボランティアセンター
 電話:63-5175 FAX:63-3304
 Mail:yuasashakyo-361@violin.ocn.ne.jp



『地域ふれあいサロン』座談会を開催しました♪

現在活動中の地域ふれあいサロンの方々(代表者)に集まって頂き、活動内容や特色・課題などの意見交換や、新型コロナウイルス感染予防で中止となっていたサロンの再開に伴う感染予防対策方法などの情報共有を目的に、7月21日(火)地域福祉センターで座談会を開催しました。

内容:今までの活動内容・特色・運営方法など/サロンを開催してみても、見えてきた意義・課題など

サロン開催に伴う新型コロナウイルス感染予防対策など

【各サロンの方々に発表して頂き、下記のような意見や課題などが見えてきました。】

◎サロン開催前に運営スタッフに集まってもらい、情報共有している。

◎来る人が限定されていて、マンネリ化になっていないか。

◎サロン内容や、材料費などの費用面、どこに焦点を合わせるのかが課題

◎やることを限定せず、来た人が自由に何をやっても良いサロンができれば理想

サロンに来てくれた方に楽しんでほしい、外へ出るきっかけや、居場所づくりになればと各サロンとも色々な工夫をしながら開催しています。

新型コロナウイルス感染予防のため、サロンを中止していたときは、再開を心待ちにしている方の声があちこちから聞こえてきていたそうです。それが開催の意義にも繋がっているのだと思います。湯浅町内に7カ所のサロンがありますので、興味のある方はぜひ参加してみてください。



| サロン名 | 開催日時 | 開催場所 |
|----------|-----------------------|-------------|
| サロンなごみ | 毎月第2月曜日・午後1時30分～3時30分 | 北の町老人憩いの家 |
| 童謡をうたう会 | 毎週月曜日・午後1時30分～2時30分 | 南の町老人憩いの家 |
| フレンズ会 | 毎月第3木曜日・午前10時30分～午後3時 | 湯浅町地域福祉センター |
| ブラザサロン | 毎月第3水曜日・午後1時30分～3時 | ふれあいブラザ |
| グリーンリーブス | 毎月第2・4火曜日・午後1時30分～3時 | 湯浅おもちゃ博物館 |
| あいうえおサロン | 毎月第2水曜日・午後1時30分～3時 | 湯浅町地域福祉センター |
| 手芸サークル | 毎月第2日曜日 | 甚風呂(2階)または |
| ちりめん会 | 午後1時30分～3時30分 | 北の町老人憩いの家 |